

令和7年度 豊田市立東山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為でもある。また、どの児童も被害者にも加害者にもなる可能性がある。だからこそ、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止に取り組まなければならない。

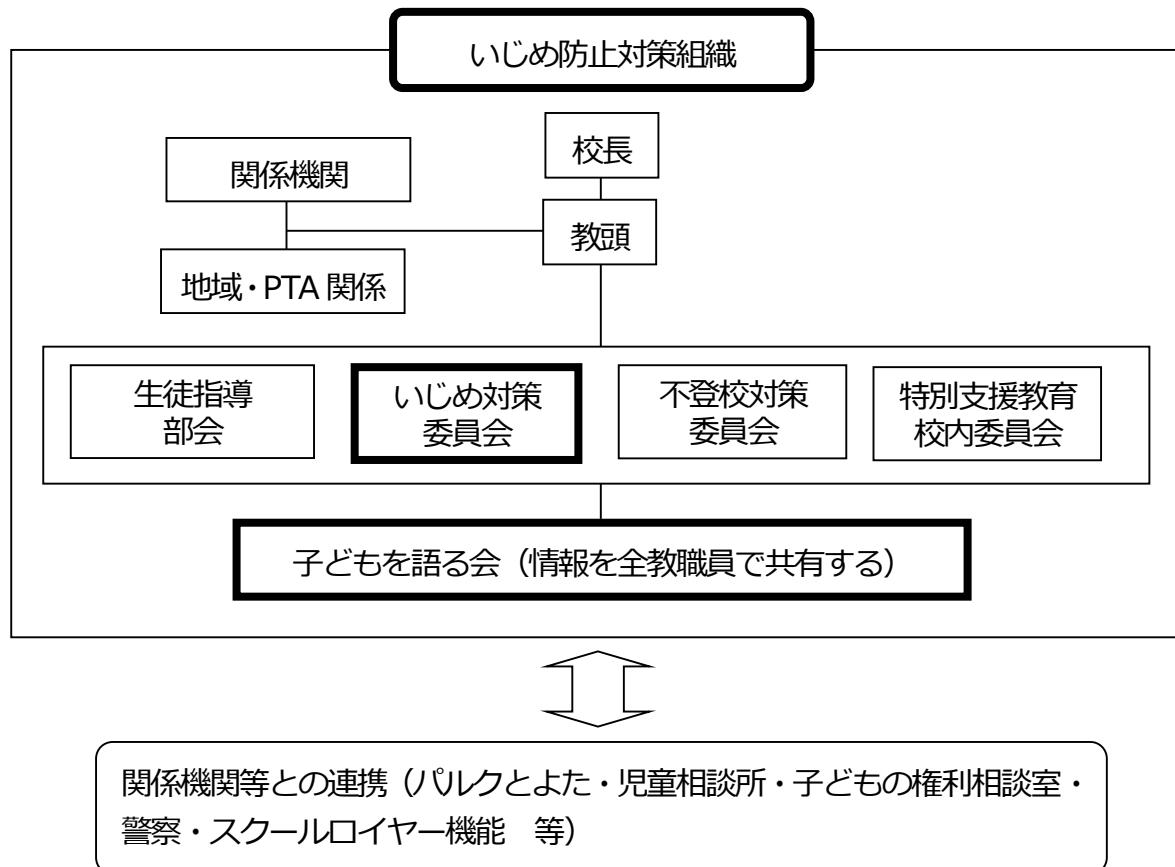
これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ対策委員会

校内に「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、保健主事、教育相談主任、養護教諭で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等を加える。



(1) 「いじめ対策委員会」の役割

- ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・学校評価アンケートを実施し、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員の共通理解と意識啓発
 - ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・生活アンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止対策に努める。
 - ・児童に関する情報交換を行い、全職員が共通理解のもとで指導に当たる。
- ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・隨時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑わしいじめについては、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
 - ・いじめ解消の判断をする。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員

<教職員>

- 校長 教頭 教育相談コーディネーター 教務主任 校務主任
 - 教育相談主任 生徒指導主任 学年主任（担任） 養護教諭
 - スクールソーシャルワーカー 等
- ※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える
- 主任児童委員 学校運営協議会委員 OPTA 代表者等

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針を共通理解し、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止・いじめ対策に努めるため、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する
- イ 毎月職員会議後、「子どもを語る会」を開催し、日常の児童のじったを教職員で共通理解し、対応策の検討や方針を決定する。
- ウ 緊急にいじめ事案への対応のが求められる場合については「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) 未然防止の取組

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級・学年・学校づくりを進める。(縦割り活動を通して、思いやりの心を育む等)
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ すべての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようとする。
- カ 感染症などに関連するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ 児童自らがいじめについて考え、主体的に行動できる取り組みを充実させる。

(2) 早期発見の取組

- ア いじめアンケートや教育相談を定期的に実施し、児童の小さなサインを見逃さないように努める。
※生活アンケート…4月、6月、9月、11月、2月
教育相談…6月、11月
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- エ 「先生たすけて」を活用し、心配なことを相談できる環境を整え、児童の小さなSOSの把握に努める。
- オ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」を定期的に設け、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。
- カ 「教職員チェックシート」による点検や「hyper-QU」の実施結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。

(3) いじめへ対処

- ア いじめの発見・通報を受けたら、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。
- イ いじめを受けた児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するよう心がけ、事実を正確につかむようにする。
- エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。
- オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと保護者と連携を取り合い、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- カ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂・児童障害者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

- キ 対応が困難な場合などは、パレクとよたに対応を相談し、適切な助言等を受ける。
- ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりに努める。
- ケ 学校外で発生したいじめについて、児童が所属する団体等がある場合は、当該団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。
- コ インターネット上の名譽棄損行為等、犯罪行為が疑われるいじめ事案については、警察等とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3ヶ月を目安に十分な経過観察と適宜面談等を行い、「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

〈いじめが止んだと判断する目安〉

- ・いじめを受けた児童が、現在いじめないと自覚している。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめないと判断できる。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在いじめないと判断できる。

4 いじめの重大事態の疑いある事案発生時の対応

- (1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に報告し、早期解決を図る。その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会（いじめ対策委員会が兼ねる）」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、いじめを受けた児童、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめの取組については、P D C Aサイクル（P L A N→D O→C H E C K→A C T I O N）で振り返り、児童生徒や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価（1月）及び保護者への学校評価アンケートを年に1回実施（11月）し、いじめ対策委員会でいじめに関する取組の検証を行い、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。

6 その他

- (1) いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

資料 いじめ防止等にかかる年間計画

		いじめ対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域連携
4月	P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ A ↓ P ↓ D ↓ C ↓ P	・「学校いじめ防止基本方針」の内容確認 ・教育相談活動計画の提案 ・いじめ対策委員会	・児童や保護者へ相談室やSCの活用を周知 ・学級開き、学年開き ・1年生と楽しむ会 ・保健指導	・学校生活アンケート ・通学団会 ・発育測定	・「いじめ防止基本方針」をHPに掲載 ・授業公開
5月			・縦割り活動(わくفارミ)開始		・小中連絡会 ・園小連絡会
6月		・いじめ対策委員会	・野外学習(5年) ・hyper-QU実施	・学校生活アンケート ・教育相談週間	・学校運営協議会
7月		・hyper-QU ブロック別研修 ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」		・通学団会	・個別懇談会
8月		・中間評価→検証 ・現職研修(hyper-QU)			
9月		・いじめ対策委員会		・学校生活アンケート ・発育測定	
10月			・運動会		
11月			・修学旅行(6年) ・hyper-QU実施	・学校生活アンケート ・教育相談週間	・保護者アンケート ・授業公開
12月		・いじめ対策委員会 ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」	・人権週間	・通学団会	・個別懇談会
1月		・学校自己評価		・発育測定	
2月		・現職研修(hyper-QU)	・6年生を送る会	・学校生活アンケート ・通学団会	・授業公開 ・ボランティア感謝の会 ・学校運営協議会
3月		・いじめ対策委員会 ・「学校いじめ防止基本方針」の見直し		・通学団会	・小中連絡会
通年		・子どもを語る会 ・SSWと情報交換 ・伝達講習を定期的に開催(OJT)	・道徳教育の充実 ・体験活動の充実 ・デジタル・シティズンシップ教育の推進 ・縦割り活動(わくفارミ)の充実 ・権利学習プログラム	・健康観察 ・休み時間、給食、清掃時間での児童観察 ・SCによる相談	・学校ボランティアと授業支援等の連携 ・権利学習プログラム